

## 質屋営業関係

No.	必要書類	個人	法人
1	質屋許可申請書	○	○
2	定款(謄本)	-	○
3	登記事項証明書	-	○
4	履歴書(最近5年間の経歴等を記載したもの)(特定の様式はありません。市販の履歴書で可)	○	○ 役員全員
5	住民票の写し(本籍(外国人にあつては国籍等)が記載されたもの)	○	○ 役員全員
6	法第3条第1項第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面	○	○ 役員全員
7	市町村(特別区を含む。)長の証明書(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨を証明するもの)	○	○ 役員全員
8	選任する管理者にかかる上記4、5、7の書類(選任する管理者が、申請者本人(個人申請)又は、法人役員(法人申請)の場合は不要)	△	△
9	選任する管理者にかかる法第3条第1項第9号ロに掲げる者に該当しないことを誓約する書面	△	△
10	保管設備の構造概要書、図面、利率・利息計算方法等質契約の内容が記載された書面等	○	○
11	法定代理人がある場合、当該法定代理人にかかる上記4~6(法人の場合には、上記1、2及び役員にかかる4~6に掲げる書類)	△	△

提出先:営業所の場所を管轄する警察署の生活安全課

申請手数料:22,000円(静岡県収入証紙)

※ 上記3~7の書類については、発行日または作成日が3か月以内のものを提出してください。

※ 詳細については、営業所の場所を管轄する警察署生活安全課又は警察本部生活保安課許認可係までお問い合わせ下さい。